

給付奨学金と第一種奨学金の活用について



Q:給付奨学金を利用していると、第一種奨学金（無利子）が減額されてしまうと聞いて、どのように利用したらよいか悩んでいます。



A:給付奨学金に採用されると、加えて授業料等の減免をセットで受けることができます。

どちらも、第一種奨学金と違って原則返還の必要がありません。

第一種奨学金は調整されますが、不足があれば、第二種奨学金を利用することもできます。

✓給付奨学金は、授業料等の減免をセットで受けられ、しかも原則返還の必要がありません。

（住民税非課税世帯の場合、基本的に、給付奨学金＋授業料減免の支援額のほうが、第一種奨学金を借りられる額よりも多くなります。）

✓給付奨学金は、口座への振込となります。授業料減免の支援額は口座には振り込まれませんが、授業料が減免されます。

✓奨学金として手元に振り込まれるお金を多く確保しておく必要がある場合、第一種奨学金には併給調整(※)があるため、第二種奨学金(有利子)等、さまざまな支援の利用をご検討ください。

※【併給調整】給付奨学金と第一種奨学金を併せて利用する場合、第一種奨学金の借りられる金額が調整されます。

（振込額が0円になる場合もあります）。第二種奨学金には併給調整はありません。

【1年間の支援額を比較してみました】

（私立大の2年次以降に在籍している方の例）

・給付奨学金を利用せずに 第一種奨学金を利用した場合



	第一種奨学金 (無利子)		支援額 (年間) B	口座に振り 込まれる金額 (年間) B
	貸与月額 (A)	貸与額 (年間) $A \times 12月 = (B)$		
自宅	¥54,000	¥648,000	¥648,000	¥648,000
自宅外	¥64,000	¥768,000	¥768,000	¥768,000

・給付奨学金と共に第一種奨学金を利用した場合 (住民税非課税世帯の方が満額の支援を受けるケース)

	(返還不要) 給付奨学金		(返還不要) 授業料減免		第一種奨学金 (無利子)		支援額 (年間) D+E+B	口座に振り 込まれる金額 (年間) D+B
	支給月額 (C)	支給額 (年間) $C \times 12月 = (D)$	減免上限額 (E)		貸与月額 (A)	貸与額 (年間) $A \times 12月 = (B)$		
自宅	¥38,300	¥459,600	¥700,000	自宅	¥0	¥0	¥1,159,600	¥459,600
自宅外	¥75,800	¥909,600	¥700,000	自宅外	¥0	¥0	¥1,609,600	¥909,600

※給付奨学金にお申し込みをいただいても、審査によりご利用いただけない場合があります。

上記の額は最大まで支援を受けることができる場合のケースであり、実際は、支援の区分や学校種別等により金額が異なります。

調整される第一種奨学金の額も、同様に異なります(給付奨学金を利用しながら、第一種奨学金の貸与を受けることができる場合もあります)。